

除草剤グルホシネート耐性及び雄性不稔セイヨウナタネ MS11 に係る 食品健康影響評価について

1. 趣旨

「除草剤グルホシネート耐性及び雄性不稔セイヨウナタネ MS11」については、平成 31 年 2 月 27 日付けで BASF ジャパン株式会社から、遺伝子組換え食品の安全性審査の申請があったことから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 14 号等の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼品目の概要

本品目は、除草剤グルホシネート耐性及び雄性不稔形質を付与するために、放線菌 *Streptomyces hygroscopicus* 由来の *bar* 遺伝子を改変した改変 *bar* 遺伝子及び土壤細菌 *Bacillus amyloliquefaciens* 由来の *barnase* 遺伝子を改変した改変 *barnase* 遺伝子が導入されている。また、形質転換体を効率よく得るために、土壤細菌 *Bacillus amyloliquefaciens* 由来の *barstar* 遺伝子が導入されている。

3. 利用目的及び利用方法

本品目の利用目的や利用方法は、従来のセイヨウナタネと相違ない。

SKG 株を利用して生産された L-セリンに係る 食品健康影響評価について

1. 趣旨

「SKG 株を利用して生産された L-セリン」については、平成 31 年 3 月 8 日付けで協和発酵バイオ株式会社から、遺伝子組換え添加物の安全性審査の申請があったことから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 14 号等の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼品目の概要

本品目は、大腸菌 KY8227 株を宿主として作製された BDS 株（平成 24 年、食品健康影響評価終了）を基に、大腸菌 KY8227 株由来の L-セリン生合成経路に関与する遺伝子及びプロモーターを導入等し、L-セリンの生産能力を向上させた SKG 株を利用して生産された L-セリンである。

3. 利用目的及び利用方法

本品目の利用目的や利用方法は、従来の L-セリンと相違ない。